

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月27日
【会社名】	株式会社ユビテック
【英訳名】	Ubiteq, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大内 雅雄
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布三丁目20番1号
【電話番号】	03-5447-6731（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ管理部長 手塚 佑介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布三丁目20番1号
【電話番号】	03-5447-6731（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ管理部長 手塚 佑介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2023年9月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の通り変更する

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第12条(招集)の変更案の効力は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)による改正後の産業競争力強化法に基づき、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生ずるものとする。ただし、本附則を含む定款一部変更に係る議案が株主総会で承認された日において、当社が、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、当該株主総会での承認日に効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項及び本項の規定は変更案第12条(招集)の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、大内雅雄、前川淳、中澤仁、早野順一郎、高橋英丈、および上谷内祐二を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	97,788	529	0	(注) 1	可決 99.5
第2号議案 取締役6名選任の件					
大内 雅雄	97,617	700	0	(注) 2	可決 99.3
前川 淳	97,633	684	0		可決 99.3
中澤 仁	97,640	677	0		可決 99.3
早野 順一郎	97,627	690	0		可決 99.3
高橋 英丈	97,635	682	0		可決 99.3
上谷内 祐二	97,632	685	0		可決 99.3

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成率は小数点第2位以下を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。